

中小企業の皆さまを応援します！

令和2年度 飯能市

中小企業小口資金融資のご案内

飯能市中小企業小口資金融資とは

飯能市中小企業小口資金融資は、市内の中小企業の皆さまが、事業に必要な運転資金や設備資金を円滑に調達していただけるよう、飯能市、取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会が連携して行っている融資制度です。

本融資制度のメリット

取扱金融機関から融資を受ける際に、埼玉県保証協会が金融上の「公的な保証人」になることで、融資の可能性を広げることができます。

また、飯能市は取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の融資を実現するとともに、保証協会にお支払いいただく「信用保証料」について、完済時に一定の条件を満たしている方には補助金が交付されますので、少ない負担でご利用いただける制度です。

申込手続きの流れ

事前相談

事前に対処金融機関へ融資内容をご相談ください

申込書作成・提出

必要書類をご準備の上、飯能市産業振興課に融資申込書等をご提出ください

審査・融資あっせん決定

融資審査後、市からあっせん決定通知書を送付します
※審査のため、市職員が現地調査を行う場合があります

金融機関・ 保証協会審査

取扱金融機関と保証協会による審査があります

貸付実行

審査後、融資が実行されます
※審査により融資が実行されない場合があります

取扱金融機関

埼玉りそな銀行飯能支店・武蔵野銀行飯能支店・東和銀行飯能支店・青梅信用金庫飯能支店
飯能信用金庫（本店・飯能中央支店・東飯能支店・飯能南支店・加治支店）



ご利用いただける方

原則として次の要件をすべて満たしている方がご利用いただけます。

なお、中小企業者（法人、個人事業者、NPO法人等）が対象となります。

- ①市内に事業所・事務所があって、市内において同一事業を1年以上継続して営んでいること
- ②個人事業者の場合は市に住民票があること。法人の場合は市内に法人登記していること
- ③市税（国民健康保険税含む）の納税義務者で市税を完納していること
- ④保証協会の保証対象となる要件を満たしていること
- ⑤許認可等を必要とする業種の場合、その許認可等を取得していること
- ⑥保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完納していること

【参考】④の保証対象となる要件について（抜粋）

●主な規模要件● 組合は別の基準があります

業種	資本の額または出資の総額※1	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	個人事業者	100人以下
	法人※2	300人以下

※1 個人事業者の方は、常時使用する従業員数のみ該当している必要があります。

※2 医業を営む法人とは、医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人・財団法人または社団法人を指します。

●保証対象外となる方●

- ・風俗関連営業、性風俗関連特殊営業業種、金融業、学校法人、宗教法人、有限責任事業組合等
- ・金融取引で銀行取引停止処分等を受けている方
- ・金融機関より融資を受けている債務に延滞している方
- ・連鎖販売業・霊感商法等、保証協会が保証にふさわしくないと判断する方
- ・暴力団等の反社会的勢力、および金融斡旋屋等第三者が介入する方 等

詳細については、埼玉県信用保証協会のホームページ等でご確認ください。

埼玉県信用保証協会HP <http://www.cgc-saitama.or.jp/main/guide/possible.html>



融資できる資金使途

事業の継続・発展等に直接使用される運転資金又は設備資金が対象となります。

- ・ 運転資金…商品仕入や外注費支払等に必要な資金、人件費、販売管理費等
- ・ 設備資金…工場・店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金

融資対象外の資金使途

以下のように非生産的なものや事業経営に関連のないもの等は、原則として融資の対象外となります。

借入金の返済資金、税金支払のための資金、資本増資のための資金、必要な許認可等を受けていない設備資金、公害の発生するおそれのある設備資金、飯能市外に設置する設備資金、申込時において代金が支払済みの設備資金、土地や住宅の取得資金、事業に直接関係のない乗用車の取得資金、その他事業とは無関係の資金等

※詳しくは産業振興課までお問合せください。

融資ご利用にあたっての注意事項

【あっせん決定について】

市のあっせん決定は融資の最終的な決定ではありません。金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査・判断の後、融資が実行されることとなります。また、審査・判断の結果によりご希望の融資内容に沿えない場合があります。

【あっせん決定の取消、融資の返還について】

次の項目に該当する場合は、あっせん決定の取消し及び当該融資の額の全部又は一部について、返還を命ずることがあります。

- ・ 事業所の市外移転により市内に事業所を有さなくなった場合
- ・ 申込内容に偽りがあったとき
- ・ 申込者が融資あっせんの決定の通知を受けた後、正当な理由なく速やかに借入れ手続きを完了しないとき
- ・ 事業内容の変更により、申込み資格に該当しなくなった場合

【保証料補助金の交付について】

次の条件をすべて満たす場合は、申請により信用保証料の実負担額を市が全額補助します。

- ・ 信用保証料を完納している
- ・ 当初設定した償還期限内に元金及び利子を完納している（期限延長は対象外）
- ・ 完納時まで継続して市内で事業を行っている



各種制度の内容と申込資格

制 度 名		一般小口資金	特別小口資金
保 証 制 度 名		市町村制度金融保証 ＜責任共有制度対象＞	市町村小口企業保証 ＜責任共有制度対象外＞
貸 付 限 度 額		それぞれ1,250万円以内	
貸 付 利 率		1.20%（令和2年9月30日申込み分まで）	
貸付期間 と 償還方法	運転資金	10年以内 月賦償還（据置12ヶ月以内）	
	設備資金	12年以内 月賦償還（据置12ヶ月以内）	
資 格		<ul style="list-style-type: none"> ・ P2「ご利用いただける方」の要件 ①～⑥のすべてを満たしていること。 	左記のほか ⑦ 市民税の所得割（法人である場合は、法人税割）があつて完納していること。 ⑧ 常時雇用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業の場合は5人以下）で特定事業を営んでいること。
保 証 人 (連 帯 保 証)		1 市制度の融資を受けていないこと。 2 市税（国民健康保険税含む）の納税義務者で市税を完納していること。 法人：原則代表者 個人：原則保証人は不要	無
担 保		必要に応じ	無
信 用 保 証 料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県信用保証協会に対し保証料がかかります。 ・ 本市の融資制度をご利用いただいた場合、償還期限内に完済するなどの条件を満たす方には、市から保証料を補助します（詳細はP3「保証料補助金の交付について」参照）。 	

※既に保証協会による保証をご利用いただいている場合、貸付限度額など本融資制度の利用に一部制限がかかる可能性があります



融資申込に必要な書類

種 別 書 類 名	個 人		法 人		取扱機関	備 考
	一般小口	特別小口	一般小口	特別小口		
融 資 申 込 書	1 通	1 通	1 通	1 通	産業振興課	様式第 1 号
経 歴 書	1 通	1 通	1 通	1 通		// 別紙 1
個人情報の提供に関する同意書	1 通	1 通	1 通	1 通		// 別紙 2
委 任 状	(1 通)	(1 通)	(1 通)	(1 通)		代理の方が提出する場合のみ
印 鑑 証 明	1 通	1 通	1 通	1 通	個人：市民課 法人：法務局	
課 税（非課税）証 明 書	1 通	1 通			市民税課	直近 2 年度分 ※非課税の場合は非課税証明書
納 税 証 明 書	1 通	1 通	1 通	1 通	収税課	市県民税の直近 2 年度分 ※法人の場合は法人市民税 ※市県民税が非課税の場合は未納の額がないことの証明
証 明 書 交 付 案 内	1 通	1 通	1 通	1 通	産業振興課	課税(非課税)証明書、納税証明書等を受ける際に窓口にて提示してください
住 民 票	1 通	1 通			市民課	
確 定 申 告 書（写）	2 通	2 通			紛失の場合は 所沢税務署	直近 2 年分
収支内訳書・貸借対照表(写)	2 通	2 通			お手持ちの控	直近 2 年分
許 認 可 ^{※1} （写）	(1 通)	(1 通)	(1 通)	(1 通)		該当業種のみ
見積書・図面・カタログ [※]	(1 通)	(1 通)	(1 通)	(1 通)	お手持ちの控	資金用途が設備資金の場合のみ
受 注 明 細 書	(1 通)	(1 通)	(1 通)	(1 通)		建設業で許認可のない場合のみ
決 算 書（写）			2 通	2 通	お手持ちの控	直近 2 期分
試 算 表（写）			(2 通)	(2 通)	お手持ちの控	決算後 6 ヶ月以上経過した場合のみ
商 業 登 記 簿 謄 本			1 通	1 通	法務局	履歴事項全部証明書
保 証 人	印 鑑 登 録 証 明 書			1 通	市民課	
	課 税（非課税）証 明 書			1 通	市民税課	直近 2 年度分 ※非課税の場合は非課税証明書
	納 税 証 明 書			1 通	収税課	市県民税の直近 2 年度分 ※市県民税が非課税の場合は未納の額がないことの証明
	証 明 書 交 付 案 内			1 通	産業振興課	課税(非課税)証明書、納税証明書等を受ける際に窓口にて提示してください ※市外在住の場合は不要

※1 許認可が必要な業種の場合は、名義・住所・本店所在地・商号など合致しているものを提出していただきます。

※2 設備の内容によって次の書類が必要になります。

車両・機械等の購入の場合…見積書・カタログ

工場・店舗等の建築、増築の場合…建築確認書(写)・図面見積書

工場・店舗等の改築の場合…図面・見積書

○証明書類は、原則発行後 3 か月以内のものでお願いします。

○この他、必要に応じて書類や資料等を提出していただく場合があります。

